

経過年度における各連結法人の経過雇用者給与等支給増加額等の計算に関する明細書

			連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
経過年度							平 平	・ ・ ・ ・
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当期の個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	特 例 連 結 事 業 年 度 に お け る 控 除 上 限 割 合 の 計 算	特 例 連 結 法 人 が あ る 場 合 の 計 算	経過年度の月数の合計数	16	
	雇用者給与等支給額	2				控除上限割合 $\frac{10 \text{又は} 20}{100} \times \frac{(16)}{\text{特例連結事業年度の月数}}$ (小数点以下2位未満切捨て)	17	
	基準雇用者給与等支給額 (30)	3				調整前連結税額個別所得基準額 $(8) \times \frac{(1)}{(7)} \times (17)$	18	円
	経過雇用者給与等支給増加額 (2) - (3) (マイナスの場合は0)	4				調整前連結税額個別帰属基準額 $(8) \times \frac{(1)}{(6)} \times (17)$	19	
	比較雇用者給与等支給額 (34)	5				各連結法人の控除限度額加算額合計 (各連結法人の(18)の合計)と(各連結法人の(19)の合計)のうち少ない金額	20	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 等 の 計 算	連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	6		上 記 以 外 の 計 算	特 例 連 結 事 業 年 度 に 係 る 連 結 親 法 人 事 業 年 度 の 月 数	経過年度に係る連結親法人 事業年度の月数の合計数	21	
	各連結法人の個別所得金額の合計額 (各対象連結法人の(1)の合計)	7				経過年度に係る連結親法人 事業年度の月数の合計数	22	
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	8				控除上限割合 $\frac{10 \text{又は} 20}{100} \times \frac{(21) + (22)}{(21)}$ (小数点以下2位未満切捨て)	23	
	経過雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(2)の合計)	9	外			特例連結法人の経過雇用者給与等支給増加額 (4)	24	円
	基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	10	外			((9の外書) < (13)の場合又は(14) ≤ (15) の場合は0)	25	
	経過雇用者給与等支給増加額 (9) - (10)	11	外			経過雇用者給与等支給増加額 (11) (マイナスの場合は0)	26	
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(11) + (11の外書)}{(10) + (10の外書)}$	12				((9) + (9の外書) < (13)の場合又は(14) ≤ (15)の場合は0)		
	比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	13	円			経過年度税額控除限度額 $\left(\text{各特例連結法人の各特例対象事業年度の} \right. \\ \left. (24) \text{の合計} + (各経過年度の(25)の合計)} \right) \times \frac{10}{100}$		
	平均給与等支給額 (40の①)	14						
	比較平均給与等支給額 (40の②)	15						
基準雇用者給与等支給額の計算								
基準連結事業年度又は基準事業年度等		国内雇用者に対する 給与等の支給額		当該経過年度の月数 $\frac{(27) \text{の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}}{(27) \text{の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}}$		基準雇用者給与等支給額 (28) × (29)		
27		28		29		30		
平 平		円		円		円		
比較雇用者給与等支給額の計算								
前連結事業年度又は前事業年度		国内雇用者に対する 給与等の支給額		当該経過年度の月数 $\frac{(31) \text{の前連結事業年度又は前事業年度の月数}}{(31) \text{の前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$		比較雇用者給与等支給額 (32) × (33)		
31		32		33		34		
平 平		円		円		円		
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算								
			平均給与等支給額の計算			比較平均給与等支給額の計算		
			平 平			平 平		
			①			②		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	雇用者給与等支給額	35	円	円				
	同上のうち一般被保険者 である継続雇用者に係る金額	36						
	同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	37						
	継続雇用者給与等支給額 (36) - (37)	38						
	月別支給対象者の合計数	39		人	人			
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(38)の合計 各連結法人の(39)の合計		40	円	円				

別表六の(二十)付表 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十七）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の5第1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》（平成26年改正法附則第112条第2項《連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》）の規定により読み替えて適用する場合に限り、その規定の適用を受ける場合に記載します。
- なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「雇用者給与等支給額の合計額9」及び「基準雇用者給与等支給額の合計額10」の各欄は、連結親法人（特例連結法人（平成26年改正法附則第112条第4項に規定する特例連結法人をいいます。以下同じ。）を除きます。）及び当該経過年度（同条第2項に規定する経過年度をいいます。以下同じ。）終了の日から特例連結事業年度（同項に規定する特例連結事業年度をいいます。以下同じ。）終了の日まで継続して当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人に係る金額の合計額を記載し、特例連結法人については、3を除き、記載を要しません。
- 3 「雇用者給与等支給額の合計額9」及び「基準雇用者給与等支給額の合計額10」の各欄の外書には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
- (1) 連結親法人（特例連結法人を除きます。）及び当該経過年度終了の日から特例連結事業年度終了の日まで継続して当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人について記載する場合 当該経過年度終了の日において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうち同日の翌日から特例連結事業年度終了の日までの間に当該連結完全支配関係を有しないこととなったもの（以下「離脱法人」といいます。）に係る金額の合計額
- (2) 特例連結法人について記載する場合 当該特例連結法人に係る金額（当該特例対象事業年度（平成26年改正法附則第112条第4項に規定する特例対象事業年度をいいます。以下同じ。）が連結事業年度に該当する場合には、当該特例連結法人及び当該特例対象事業年度終了の時ににおいて当該特例連結法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人に係る金額の合計額）
- 4 「比較雇用者給与等支給額の合計額13」並びに「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額40」の「①」及び「②」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める法人を当該各欄の各連結法人として記載します。
- (1) 連結親法人（特例連結法人を除きます。）及び当該経過年度終了の日から特例連結事業年度終了の日まで継続して当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人について記載する場合 当該連結親法人及び各連結子法人並びに各離脱法人
- (2) 特例連結法人について記載する場合 当該特例連結法人（当該特例対象事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特例連結法人及び当該特例対象事業年度終了の時ににおいて当該特例連結法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人）
- 5 「控除上限割合10又は20」及び「特例連結事業年度の月数（小数点以下2位未満切捨て）」
- 「控除上限割合10又は20」× $\frac{(16)}{100}$ 17 の各欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》）に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 「特例連結法人の経過雇用者給与等支給増加額(4)」及び「経過雇用者給与等支給増加額(11)（マイナスの場合は0）」25 の各欄
- 「(9) + (9の外書) < (13) の場合又は (14) ≤ (15) の場合は0」
- 「雇用者給与等支給増加割合(11) + (11の外書)」12 に記載した割合（以下「雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が0.02未満である連結事業年度又は事業年度、当該雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である連結事業年度又は事業年度（平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第68条の15の5第1項各号《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》）に掲げる要件のいずれかを満たさない連結事業年度又は平成26年旧措置法第42条の12の4第1項各号《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》）に掲げる要件のいずれかを満たさない事業年度を除きます。）及び次に掲げる規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度については、「0」と記載します。
- (1) 平成26年旧措置法第68条の15の2《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は第42条の12《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》
- (2) 平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の3から第25条の3の3まで《連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除》又は第17条の3から第17条の3の3まで《復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除》
- 7 雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である連結事業年度又は事業年度が平成26年旧措置法第68条の15の5第1項第2号に掲げる要件を満たさない連結事業年度又は平成26年旧措置法第42条の12の4第1項第2号に掲げる要件を満たさない事業年度である場合には、これらの号に規定する平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の明細を、平成26年改正前の別表六の二（十七）又は別表六（二十）の「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算」の各欄に準じて別紙に記載して添付します。
- 8 当該経過年度（特例連結法人にあつては、特例対象事業年度の期間。以下同じ。）を措置法第68条の15の5第2項第3号に規定する適用年度（特例連結法人にあつては、同法第42条の12の4第2項第3号《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》）に規定する適用年度。以下「適用年度」といいます。）とみなした場合において、措置法令第39条の46第8項第3号《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》に掲げる場合に該当するときは、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額3」には「1」と記載します。
- 9 「基準雇用者給与等支給額30」は、当該経過年度を適用年度とみなした場合において、次に掲げる場合（特例連結法人にあつては、別表六（二十）の記載の仕方5（1）から（3）までに掲げる場合）に該当するときは、「基準雇用者給与等支給額30」として記載します。
- $(28) \times (29) \times \frac{70}{100}$
- (1) 措置法第68条の15の5第2項第4号へ掲げる場合
- (2) 措置法令第39条の46第8項第1号イ又はロに掲げる場合
- (3) 措置法令第39条の46第8項第4号に掲げる場合
- 10 当該経過年度を措置法第68条の15の5第2項第3号に規定する適用年度とみなした場合において、措置法令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が零であるときは「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額各連結法人の(38)の合計40の「①」には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零であるときは「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額各連結法人の(38)の合計40の「②」には「0」と記載します。
- 11 当該特例対象事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、10中「第68条の15の5第2項第3号」とあるのは「第42条の12の4第2項第3号」と、「第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額」とあるのは「第27条の12の4第11項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》」に規定する継続雇用者給与等支給額」と、「同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額」とあるのは「同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額」とします。